



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年8月6日（木）

問い合わせ先：人事課

課長：阿保

担当：遊馬、今井、福司

電話：829－1090

内線：2413

職員の懲戒処分について

さいたま市長は、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

【処分1】

1 事件の概要

本事件は、当該職員が、令和元年12月29日（日）午前10時38分頃（公務外）、自家用普通乗用自動車を運転し、上尾市内の信号機により交通整理の行われている交差点を左折進行するに当たり、同交差点左折方向出口に設けられた横断歩道の横断自転車等の有無及びその安全確認不十分のまま漫然時速約15ないし20キロメートルで左折進行した過失により、同横断歩道上を信号に従い右方から左方に向かい横断進行してきた自転車に気付かず、同自転車に自車左前部を衝突させて同自転車もろとも路上に転倒させ、相手方に全治約4週間を要する傷害を負わせたものです。

これにより、過失運転致傷として略式命令で罰金30万円の刑事処分及び運転免許停止30日間の行政処分が科されています。

2 処分内容等

（1）被処分者及び処分の内容

財政局 参事（55歳） 戒告

（2）理 由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

3 処分年月日

令和2年8月6日

【処分2】

1 事件の概要

本事件は、当該職員が、平成31年4月24日（水）午前5時40分頃、自家用普通乗用自動車を運転し通勤する途中で、川越市内の信号機により交通整理の行われている交差点を直進する際、同信号表示に留意せず、同信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま漫然時速約40キロメートルで進行した過失により、左方道路から信号に従って進行してきた自家用普通乗用自動車に気付かず、同車右前部に自車左前部を衝突させ、相手方に加療約1週間を要する傷害を負わせたものです。

これにより、過失運転致傷として略式命令で罰金40万円の刑事処分が科されています。

2 処分内容等

(1) 被処分者及び処分の内容

子ども未来局 保育士（24歳） 減給10分の1 1月

(2) 理 由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

3 処分年月日

令和2年8月6日

【処分3】

1 事件の概要

本事件は、令和元年12月16日（月）午前11時57分頃（公務外）、三郷市内の道路において、自家用普通乗用自動車で、制限速度時速30kmを時速32km超過した時速62kmで走行し、指定速度違反により検挙されたものです。

この交通違反により、略式命令で罰金6万円の刑事処分及び運転免許停止30日間の行政処分が科されています。

2 処分内容等

(1) 被処分者及び処分の内容

保健福祉局 看護師（38歳） 戒告

(2) 理 由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

3 処分年月日

令和2年8月6日

【処分4】

1 事件の概要

本事件は、令和2年4月10日（金）午前7時33分頃、自家用普通自動二輪車を運転し通勤する途中で、さいたま市桜区内の道路において、制限速度時速30kmを時速47km超過した時速77kmで走行し、指定速度違反により検挙されたものです。

この交通違反により、略式命令で罰金7万円の刑事処分が科されています。

2 処分内容等

(1) 被処分者及び処分の内容

都市局 主査（38歳） 戒告

(2) 理 由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

3 処分年月日

令和2年8月6日